

千葉県ダンススポーツ連盟代表選手派遣援助規程

平成11年6月28日制定

平成15年6月9日改正

平成24年6月15日改正

(目的)

第1条 この規程は、千葉県ダンススポーツ連盟会計処理規程第16条に基づき、千葉県ダンススポーツ連盟（以下「連盟」という。）に所属する選手が対外的に派遣される場合の費用の支弁について規定することを目的とする。

(適用基準)

第2条 この規程は、連盟に所属する選手が県又は日本代表選手として競技会に派遣される場合に適用する。

2 前項に定める適用は、当該年度に連盟主催の競技会で上位の成績を収めている選手、又は連盟主催行事に協力し連盟理事会（以下「理事会」という。）が承認した選手に限るものとする。

(対象競技会)

第3条 派遣対象競技会は、その開催地を問わず、世界ダンススポーツ連盟、及び公益社団法人日本ダンススポーツ連盟公認競技会（以下「JDSF公認競技会」という。）、又は理事会が特別に承認した代表選手派遣競技会とする。

(援助金)

第4条 本規程により選手に支給する援助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に定める援助金は、開催地までの往復の交通費として実費を支給する。但し、名目を問わず別に費用の支給を受けた場合は、この規程により計算した不足分についてのみ支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、理事会において協議し、決定する。

(申請)

第5条 本規程により援助を受けようとする選手は、別紙申請書（様式第1号）を連盟事務局に提出するものとする。

2 援助金の支給は、申請書提出後、連盟経理部より支払われるものとする。

3 JDSF公認競技会については、第1項の規定にかかわらず、申請書の提出を免除する場合がある。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

別表（第4条第1項）

援助金支給基準

区分	競技会	援助金限度額	備考
1	世界選手権及びそれと同等レベルのIDSF公認競技会	100,000円	JDSFより日本代表として派遣された場合。（スタンダード、ラテン、テンダンス、シニア、ユース、ジュニア、ジュビナイルを含む。）
2	アジア選手権 アジア太平洋選手権	50,000円	同上
3	JDSF 県別対抗戦	金額は理事会においてその都度決定	
4	その他のJDSF 県代表競技会	同上	
5	その他の県代表派遣	20,000円	

* 上記の金額は、1カップル当たりの金額とする。

千葉県ダンススポーツ連盟代表選手派遣援助申請書

平成 年 月 日

千葉県ダンススポーツ連盟会長 殿

JDSF登録番号	番
会員名 (リーダー)	印
会員名 (パートナー)	印

千葉県ダンススポーツ連盟代表選手派遣援助規定第5条に基づき、下記の通り申請します。

競技会名		
開催日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
開催地	(所在地) (会場名)	
競技結果	
費用明細	支出項目	金額
	円
	支出合計 (①)	円
	千葉県連盟以外からの受取金額 (②)	円
申請額	支出合計 - 千葉県連盟以外からの受取金額 (①-②)	円
振込口座	金融機関名 (銀行・信用金庫・組合・郵便局)	
	□座区分 普通・当座	
	□座番号	
	□座名義	
事務局欄	援助金額	円

* 上記の金額を証明する領収書又は書類等のコピーをできる限り添付のこと。